

令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案 第2号 説明資料

令和5年2月13日

大磯町まち・ひと・しごと創生基金条例

資料

制定概要	1
制定内容	1
参考資料	2～6

政策課

大磯町まち・ひと・しごと創生基金条例

1 制定概要

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の円滑な推進に資するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金（以下「寄附金」という。）を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

第1条（設置）

寄附金を活用してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の円滑な推進を図るため、大磯町まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置することを定めます。

第2条（積立て）

基金として積み立てる額は、基金の趣旨に沿う寄附金の額とすることを定めます。

第3条（管理）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるることを定めます。

第4条（運用益金の処理）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することを定めます。

第5条（繰替運用）

町長は、財政上必要があると認めるとときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを定めます。

第6条（処分）

基金は、第1条に規定する施策に要する財源に充てる場合に限り、全部又は一部を処分することができることを定めます。

第7条（委任）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めることを定めます。

附 則

この条例の施行期日は、公布の日からとすることを定めます。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大磯町まち・ひと・しごと総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

神奈川県中郡大磯町

3 地域再生計画の区域

神奈川県中郡大磯町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は、1973 年に第一次となる総合計画を策定して以来、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現をめざし、先人たちから引き継いできた豊かな自然や歴史・文化を生かし、人口の増加とともに発展してきました。しかしながら、日本全体で人口減少を迎えるのと同様に、本町の人口は 2010 年に 33,032 人と頂点に達し、以降は少子化や高齢化を伴いつつ、緩やかな減少を辿っており、現在は 31,634 人（令和 2 年国勢調査）となっています。人口減少と少子高齢化の進行は、今後も加速していくものと想定されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2060 年には 18,988 人にまで減少することが見込まれています。

年齢 3 区分別人口を見ると、生産年齢人口（15～64 歳）は、1995 年の 22,591 人以降減少が続いており、2020 年には 17,192 人となっています。年少人口（0～14 歳）は約 10 年前から減少傾向にあり、2020 年には 3,569 人と、2010 年からの 10 年間で約 500 人減少しています。一方で、老人人口（65 歳以上）は増加し続けており、2020 年には 10,853 人まで増加しています。

自然動態をみると、1980 年代は自然増の傾向にありましたが、1990 年代・2000 年代は徐々に自然減に転じています。2020 年には出生数 150 人となっている一方、死亡数は 377 人と ▲227 人の自然減となっています。

社会動態をみると、1980 年代以降は社会増の傾向にありました。しかし、2010 年代になると増加幅が縮小し、2020 年は転入者数 1,179 人、転出者数 1,014 人と 165 人

の社会増となっています。

このまま少子化や高齢化を伴いつつ、人口減少が進行していくと、労働力人口の減少や生産・消費構造の変化、地域コミュニティの衰退、管理不全の空き家等の増加、町財政の根幹をなす町税収入の減少、社会保障関連経費の増大など、住民生活や財政運営に大きな影響を及ぼすことが予測されます。また、このような潮流に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活様式や価値観の多様化も進んでおり、社会のありようが大きく変わろうとしています。

このような状況下で、郷土の誇りを次世代に引き継いでいくためには、定住人口の安定化をめざすことにより人口減少を抑制しつつ、年少人口や生産年齢人口の確保に向けた取組みを進め、これまでの枠組みにとらわれずに、急激に変化する社会に適応できる町を創り上げていくことが重要です。これらの実現に向けて、「住んでみたい」「住み働きたい」「いつまでも住み続けたい」と思える未来につながる大磯町を町民、行政、事業者が連携して創り上げていくことで、町民一人ひとりが大磯町を舞台として自分に合った快適な生活を手に入れること、すなわち、「あなただけの大磯らしいライフスタイル」を実現することをめざし、本計画期間中、次の3つの重点プロジェクトを掲げ推進していきます。

重点プロジェクト1 働く人を応援するプロジェクト

重点プロジェクト2 妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえるプロジェクト

重点プロジェクト3 住む人の安心なくらしを守るプロジェクト

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	KPI	現 状 値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	町内事業者数	1,243件	1,259件	重点プロジェ クト1
ア	繁閑差率	77.8%	47%	重点プロジェ クト1

ア	移住支援総合窓口の相談件数	0件 (未開設)	10件	重点プロジェクト1
イ	待機児童数	8人	0人	重点プロジェクト2
イ	「つどいの広場」利用者数	5,817人	14,700人以上	重点プロジェクト2
イ	学校運営協議会における実施事業数	0事業 (未設置)	7事業以上	重点プロジェクト2
ウ	防災・行政ナビ登録者数	2,400件	4,000件以上	重点プロジェクト3
ウ	健康寿命	男性 81.51歳 女性 84.73歳	男性 81.51歳 女性 84.73歳	重点プロジェクト3
ウ	新たな公共交通サービスの導入数	1件	1件	重点プロジェクト3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

大磯町まち・ひと・しごと総合戦略推進事業

ア 働く人を応援するまちづくり事業

イ 妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえるまちづくり事業

ウ 住む人の安心なくらしを守るまちづくり事業

② 事業の内容

ア 働く人を応援するまちづくり事業

大磯町の魅力を高め、開かれたまちとして持続していくために、働く人が元気になるまちをめざします。

町内外での交流による地域産業の担い手づくりや魅力的な拠点の形成・活用などを通じて、経営基盤の安定化を図るとともに地域経済の循環を育んでいきます。

こうした取組みを町民・事業者と連携・協働しながら進めることで、大磯町民の誇り・憧れ・活気を育み、大磯らしい多様なライフスタイルを創出します。

【具体的な事業】

- ・地域産業基盤支援事業
- ・地域経済循環形成事業
- ・働く世代の移住促進事業 等

イ 妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえるまちづくり事業

少子・超高齢社会が到来する中、次世代へ引き継いでいく社会を形成するためにも子育て・子育ちの環境を充実させることが求められています。

行政サービスの充実とともに、地域ぐるみでの子育て・子育ち支援の拡充を図ることで、子育てしやすいまちとして大磯町の存在感を高めていきます。

また、大磯町が有する自然や歴史・文化を生かした魅力的な教育を推進し、次世代へと継承していきます。

【具体的な事業】

- ・子育て総合支援事業
- ・地域とともに見守り育む子育て事業
- ・次代を育む「大磯教育」事業 等

ウ 住む人の安心なくらしを守るまちづくり事業

自然に囲まれた環境の中で、安心を実感できるくらしを実現することが、大磯町の豊かさの原点です。

平時においては、くらしを支える健康づくりを推進し、安心や交流の基礎となる移動環境の改善により、仕事や余暇などそれぞれのくらしの場面を支えます。

災害などの非常時にも柔軟に対応できるよう地域防災力を高め、平時から非常時まで安全で安心してくらすことのできる地域づくりを進めます。

【具体的な事業】

- ・地域防災力向上事業
- ・健康長寿推進事業
- ・地域モビリティ推進事業 等

※ なお、詳細は第2期大磯町総合戦略（大磯町第五次総合計画前期基本計画）のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））
4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000 千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度10月ごろに開催される、学識経験者、地域代表者、公募町民などの外部有識者による審議会にて、これまでの実施状況、KPIの進捗状況等を報告し、事業の方向性等への意見聴取を行うとともに、評価検証を行う。評価検証の実施後は、町ホームページにて結果を公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで